

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年6月27日

山口県知事様

提出者

住所 山口県下松市大字東豊井794番地

氏名 株式会社 日立製作所 笠戸事業所

事業所長 佐川 哲

電話番号 070-4890-5641

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社日立製作所笠戸事業所
事業場の所在地	山口県下松市大字東豊井794番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	83,425 (百万円) 2023年度売上高
③ 従業員数	1,311名 (2023年度末)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料「別紙1-①、②、③」参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 添付資料「別紙3」参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（2023年度）実績】別添えの通り	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物→有価物への転換 ・梱包材の簡素化	
②計画	【目標（2024年度）計画】別添のとおり	
	別紙2-1のとおり	
	t	t t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物→有価物への転換 ・梱包材の簡素化 ・購入品の削減	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず→分別し有価物へ	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず→分別し有価物へ ・汚泥→分別しセメント原料とする処理先へ	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組)				
自ら行う産業廃棄物の		該当無し			
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量			t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量			t	t
	(これまでに実施した取組)				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
②計画	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（2023年度）実績】別添のとおり	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) ・ 優良認定処理業者の新規開拓 ・ 再生利用・熱回収業者への処理委託推進	

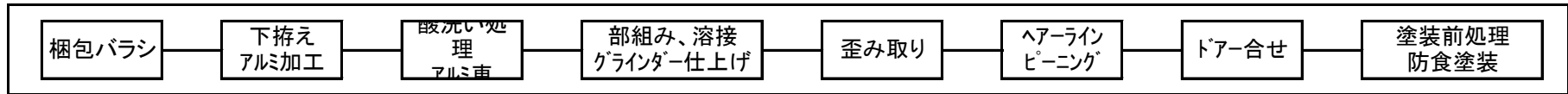
②計画	【目標（2024年度）計画】別添のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者の新規開拓 ・廃棄物→有価物化への転換		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

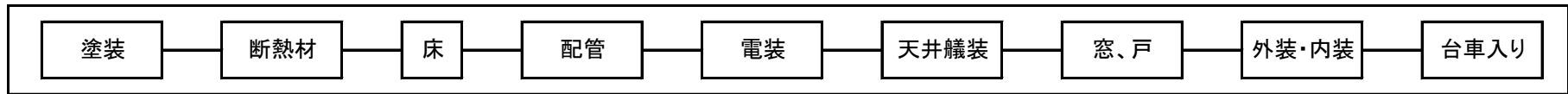
1. 車両生産本部

1-1. 車両第一製造部構体課(車両構体製造)



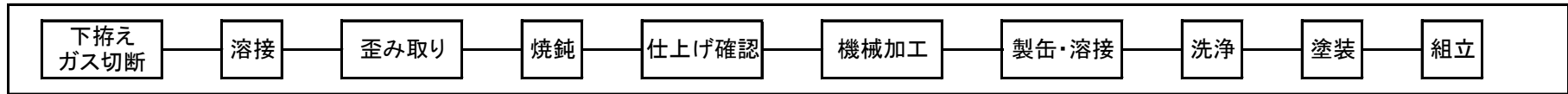
汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず
※処理委託内容は「別紙1-③」

1-2. 車両第二製造部艤装課(車両艤装組立)



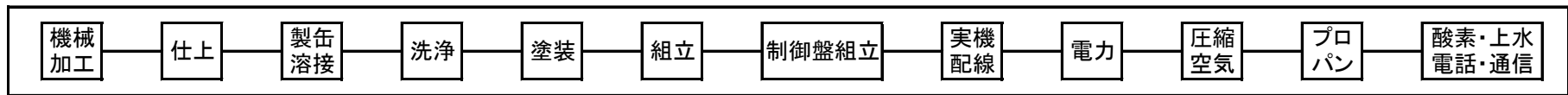
汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず
※処理委託内容は「別紙1-③」

1-3. 車両第一製造部台車課(車両台車組立)



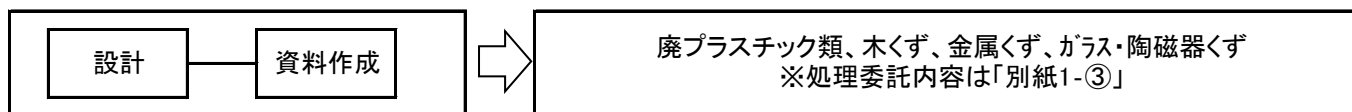
汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず
※処理委託内容は「別紙1-③」

1-4. 車両第一製造部設備課(生産技術)

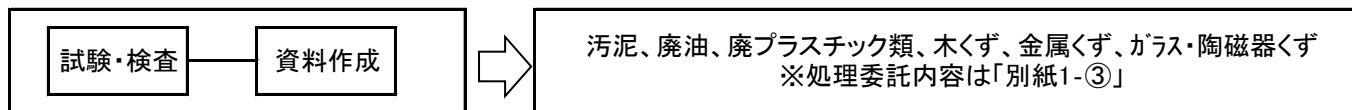


汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず
※処理委託内容は「別紙1-③」

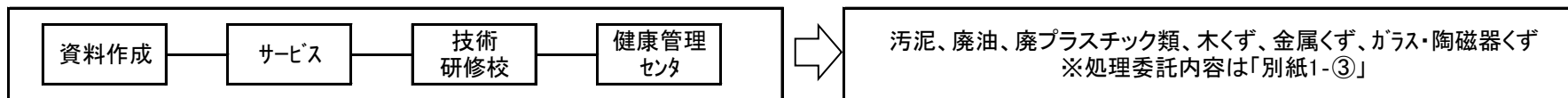
2. 車両システム設計部、車両プロジェクト設計部



3. 車両品質保証部



4. 管理部門(総務部、経理部、調達部、技術部、IT推進部、技術研修校、健康管理センタ)



産業廃棄物処理委託内容

別紙1-③

区分	廃棄物及び排出物		中間処理	有効利用先
	廃棄物	種類		
産業 廃棄物	汚泥	排水汚泥	脱水	マテリアルサイクル→原材料
		アルミナブラスト、	混錬	マテリアルサイクル→原材料
		グラインダ粉、掃きゴミ等	溶融	マテリアルサイクル→原材料
	廃油	廃油（洗浄液）	キルン燃焼	サーマルサイクル→蒸気
		作動油	油水、遠心分離等	サーマルサイクル→再生油
	廃プラスチック類	廃プラスチック（塩ビなし）	セメントキルン燃焼	サーマルサイクル→排熱利用
			キルン燃焼	サーマルサイクル→蒸気
		廃プラスチック（金属含む）	溶融	マテリアルサイクル→原材料
		廃プラスチック（OA機器）	分解、破碎	マテリアルサイクル→原材料
		廃プラスチック他混合物	選別・破碎・圧縮	マテリアルサイクル→固形燃料
		廃プラスチック（塗装フィルター）	焼却・溶融	マテリアルサイクル→原材料
		ガラス・陶磁器くず	ガラスくず	選別・破碎
	ガラスくず		溶融	マテリアルサイクル→原材料
	廃乾電池			
	水銀使用製品産業廃棄物		水銀灯	破碎、回収
		廃蛍光灯		
	木くず	木製パレット等	破碎、成形	サーマルサイクル→固形燃料
	金属くず	金属くず	焼却・溶融	マテリアルサイクル→原材料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任及び管理組織図

統括責任者	株式会社日立製作所鉄道笠戸事業所 事業所長
廃棄物担当	組織名:車両生産本部 車両第1製造部 設備・環境課 環境係 職名:環境係 主任 組織人数:3名
環境委員会	環境管理に係る事象を報告・検討する 遵法や環境負荷(水質・大気・廃棄物・エネルギー等)、環境ISOなどに 係る事象を報告・検討する。(月1回 開催) 【主催者】事業所長 【出席者】実務管理責任者、実務責任者 【事務局】設備・環境課 環境係
廃棄物削減分科会	廃棄物削減に取り組む環境ISO推進組織 環境管理実施計画の推進(3ヶ月に一回、定期報告)
特別管理産業廃棄物 管理責任者	法で定められた職務を遂行する
設備・環境課 環境係	①廃棄物処理計画の作成 ②廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ④産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑤監督官庁への各種届出報告 ⑥従業員、関連会社に対する教育・啓発 ⑦その他に係る事項
廃棄物管理組織	<p style="text-align: center;">組織図</p> <pre> graph TD BM[事業所長 (公害防止統括者)] --- EC[環境委員会] BM --- DM[車両第1製造部 部長 (環境管理責任者)] DM --- CN3R[CN・3R推進分科会] DM --- EMO["※CN・3R推進分科会事務局兼務 車両第1製造部 設備・環境課※ (特別管理)産業廃棄物 管理責任者"] DM --- EMC["1. 車両生産本部 車両第1製造部、車両第2製造部 2. 車両設計本部 3. 車両品質保証部 4. 管理部門 総務部、経理部、調達部、技術部、IT推進部 健康管理センタ (特別管理)産業廃棄物処理責任者"] DM --- HMC[健康管理センタ (特別管理)産業廃棄物処理責任者] </pre>

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	株式会社日立製作所 笠戸事業所	所在地(市町名)	下松市	事業の種類	送用機械器具製造業
------------	-----------------	----------	-----	-------	-----------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業	燃え殻																				
	汚泥	75	70									75	70	75	70						
	廃油	82	80									82	80	82	80					82	80
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	432	400									432	400	432	400						
	紙くず																				
	木くず	1,619	1,300									1,619	1,300								
	繊維くず																				
	動物性残さ																				
廃棄物	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	13	10									13	10	13	10						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	28	20									28	20	28	20						
	綿さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)	2,249	1,880	0	0	0	0	0	0	0	0	2,249	1,880	630	580	0	0	0	0	82	80	